

経 済 協 議 会 協 議 事 項

〔 日時 令和8年5月21日(木)
午前10時
場所 第二委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正（案）の概要について
- 2 「旧八戸共同福祉施設サンライズはちのへ」の売却について
- 3 食のまち・八戸の取組について
- 4 青の煌めきあおもり国スポ デモンストレーションスポーツ空道の開催について
- 5 八戸農業アカデミーの開催について
- 6 八戸市緊急銃猟実地訓練の実施について
- 7 多面的機能支払交付金の一部返還について

八戸市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置 に関する条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除等の対象となる特別償却設備の新設等に係る期限の起算日である地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定日の期限を延長するとともに、その他規定の整備をするためのもの

2 改正の内容

(1) 適用期限の2年延長

【現行】令和8年3月31日 ⇒ 【改正案】令和10年3月31日

(2) 対象資産の範囲の明確化（これまでの取扱いから変更無）

「償却資産」の次に「（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第3号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第3号までに掲げるものに限る。）」を追加

3 施行期日

公布の日

（参考）条例の概要

地域再生法に基づき、市内の地方活力向上地域内に本社機能（特定業務施設）を設置した場合における当該施設等に対する固定資産税の特別措置について必要な事項を定めるもの

地域再生法に基づく地方拠点強化税制について

1 地方拠点強化税制の概要

東京一極集中の是正や企業の地方拠点強化の推進のため、地方公共団体が作成し、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に基づく事業を行った事業者に対して、税制等の支援措置を講ずるもの

2 対象事業者

本社機能を
(特定業務施設) $\left\{ \begin{array}{l} \text{東京23区から地方に移転する} \\ \text{東京23区以外から地方に移転する} \\ \text{地方で拡充する} \end{array} \right\}$ 事業者

※本社機能（特定業務施設）とは、次に掲げる業務施設のいずれかに該当するもの

- ① 事務所であって、次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの
 - ア 調査及び企画部門
 - イ 情報処理部門
 - ウ 研究開発部門
 - エ 国際事業部門
 - オ その他管理業務部門
 - カ 商業事業部門（専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。）
 - キ 情報サービス事業部門
 - ク サービス事業部門（アからオまでに掲げる部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。）
- ② 研究開発において重要な役割を担う研究所
- ③ 人材育成において重要な役割を担う研修所

3 主な特例措置の内容

- (1) 特定業務施設の新設又は増設並びに特定業務施設の新設と併せて整備される特定業務児童福祉施設に関する課税の特例（オフィス減税）
- (2) 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例（雇用促進税制）
- (3) 地方税（事業税、不動産取得税及び固定資産税）の課税免除又は不均一課税

「旧八戸共同福祉施設サンライズはちのへ」の売却について

1 概要

令和7年9月末をもって閉館した八戸市桔梗野工業団地内にある勤労者の福祉増進のための施設「八戸共同福祉施設サンライズはちのへ」の土地及び建物を売却するものである。

2 施設概要

(1) 設置経緯

平成2年10月 雇用促進事業団及び八戸市により施設設置

平成15年11月 雇用・能力開発機構（旧雇用促進事業団）が八戸市へ建物を譲渡

(2) 所在地

八戸市桔梗野工業団地一丁目3-20

(3) 建設事業費

325,049千円（八戸市：183,210千円、雇用促進事業団：141,839千円）

(4) これまでの管理・運営団体

八戸企業団地協同組合（八戸市桔梗野工業団地一丁目1-30）

(5) 施設内容

多目的ホール、会議室、教育文化室、研修室、事務室

3 売却理由

- ・当施設は桔梗野工業団地をはじめ、企業で働く人のための福利厚生施設として設置され、市が施設運営を八戸企業団地協同組合に無償委託してきたが、同組合より、施設老朽化による負担増のため、これ以上の施設の運営は困難である旨申し出があった。
- ・当施設の現況から、安全性や快適な利用環境の確保に要する必要修繕費として、約1億円が試算されているほか、継続的な運営を行うため、新たに管理費に加え、施設の経年劣化による修繕や設備更新に要する相応の経費が見込まれる。
- ・当施設は工業専用地域に立地しており、建築基準法の用途制限により、多くの市民が利用する施設として運営することが難しいこと。
- ・築年数や閉館からの経過期間等を考慮し、資産価値のある状態で売却することで、維持管理経費等の財政負担が軽減され、民間投資の呼び込みによる地域経済の活性化が期待できる。

4 売却方法

一般競争入札による。なお、応札者がいなかった場合には、先着順・随意契約による売却に切り替えることとする。

5 最低売却価額

73,550,000 円（うち土地 36,720,000 円、建物 36,830,000 円） ※税抜

【算定方法】不動産鑑定評価額（価格時点：令和7年10月1日）による

【参考①】物件概要

	土 地	建 物
建築年月日	—	H2.10.29（築35年7月）
所在地／構造	八戸市桔梗野工業団地 一丁目2番675	鉄骨鉄筋コンクリート造 アルミニウム板葺 2階建
面積／延床	3,694.00 m ² （登記）	1,126.41 m ² （登記） （1階 849.51 m ² 、2階 276.90 m ² ）
用途地域	工業専用地域	—
建ぺい率	60%	—
容積率	200%	—
付帯設備	電気・照明、火災装置、給排水衛生、給湯、暖房換気、駐車場（30台分）	
施設内容	多目的ホール、会議室、教育文化室（和室）、研修室、事務室	
高度指定	指定なし	
防火指定	建築基準法第22条区域	
その他	石綿：外壁の仕上塗材について、下地調整塗材よりクリソタイルが検出 PCB：調査未実施 耐震診断：義務付け対象外（S56.4.1以降建設工事着工）	

【参考②】売却スケジュール（案）

時 期	内 容
令和8年6月	一般競争入札公告
6月～8月	入札参加申込受付/質疑応答（都度）
7月	現地説明会
9月上旬	入札及び開札 応札者ありの場合⇒開札 応札者なしの場合⇒随意契約による買受申込受付
10月～11月	土地・建物売買（仮）契約締結
12月	八戸市議会の議決（定例議会議案提出） 土地及び建物売買本契約（関連議案議決の場合）
以降	所有権移転登記

食のまち・八戸の取組について

1 八戸食文化会議について

(1) 目的

当市の食資源及び食文化の価値を再認識し共有するとともに、「食のまち・八戸」の実現に向けた施策及び取組に関し意見交換を行い、その結果を市の施策の推進に活用することにより、食を核とした観光振興及び地域ブランドの確立を図ることを目的とする。

(2) 会議の体制（令和8年4月28日設置・第1回開催）※(7)委員名簿参照

① 委員構成

30名（食・観光・商工・金融・文化・メディア関係者等）

② 組織体制

会長 1名（八戸市長）

副会長 2名（武輪 俊彦氏：八戸商工会議所会頭）

（佐々木 伸夫氏：（一財）VISIT はちのへ理事長）

委員 27名

(3) ワーキンググループの体制（令和8年4月23日設置・第1回開催）

本会議の下部組織として、具体的な事業の企画及び検討を行うため、ワーキンググループを設置する。

① 委員構成

9名（食、観光関係者等）

② 組織体制

座長 1名（大久保 圭一郎氏：商工会議所副会頭・観光委員会委員長）

副座長 1名（荒瀬 潔氏：DTプロジェクト㈱代表取締役社長）

委員 7名

アドバイザー 2名（俵 慎一氏：（一社）愛Bリーグ本部専務理事）

（田中 操氏：（一社）日本食文化観光推進機構理事）

(4) 主な検討事項

- ①当市の食資源と観光の融合による新たな観光の創出に関する事
- ②食を通じた旅行者の満足度向上に関する事
- ③「食のまち・八戸」宣言の策定・発信に関する事
- ④「食のまち・八戸」ブランド化（ロゴ等の作成）に関する事
- ⑤はちのへ食文化博覧会の取組に関する事
- ⑥食文化の継承及び次世代育成に関する事
- ⑦食を目的に訪れる価値のあるまちづくりに関する事

(5) 第1回八戸食文化会議（4/28開催）の主な内容

「食のまち・八戸」の方向性及び令和8年度事業スケジュールについて共有するとともに、「(仮)食のまち・八戸宣言」及び中核事業案（はちのへ食文化博覧会等）について意見交換を行った。

また、八戸の食の魅力を市内外へ効果的に発信し、「食べるために訪れたいまち」の実現を目指していく方向性を確認した。



【第1回八戸食文化会議】令和8年4月28日（火）

(6) 令和8年度スケジュール（予定）

時期	内容
令和8年4月	八戸食文化会議 WG 設置、第1回開催（4/23） 八戸食文化会議設置、第1回会議開催（4/28）
令和8年5月・6月	八戸食文化会議 WG 第2回予定（5/27） 八戸食文化会議第2回予定（6/15）
令和8年7月	八戸食文化会議及びWG 第3回予定
令和8年8月8日	「食のまち・八戸宣言」（八食センター）
令和8年8月～	はちのへ食文化博覧会等の展開

(7) 委員名簿 (5/21 現在)

① 八戸食文化会議委員

役職	氏名	所属
会長	熊谷 雄一	八戸市長
副会長	武輪 俊彦	八戸商工会議所会頭
副会長	佐々木 伸夫	一般財団法人 VISIT はちのへ理事長
委員	中居 規文	青森県菓子工業組合八戸支部 支部長
委員	小橋 弘子	青森県観光交流推進部観光政策課 課長
委員	佐藤 大輔	青森県中小企業団体中央会八戸支所 所長
委員	駒井 庄三郎	青森県物産振興協会 副会長
委員	杉本 健一	鮫観光協会 会長
委員	柳沢 卓美	種差観光協会 会長
委員	広瀬 知明	株式会社デーリー東北新聞社 代表取締役社長
委員	近藤 弘樹	株式会社東奥日報社八戸支社長
委員	松倉 政勝	南郷観光協会 会長
委員	壬生 八十博	南郷商工会 会長
委員	松橋 義昭	八戸金融団 会長
委員	岡本 信也	八戸商工会議所青年部 会長
委員	大久保 圭一郎	八戸商工会議所副会頭・観光委員会委員長
委員	松井 正文	八戸商店街連絡協議会 会長
委員	附田 眞輔	八戸市旅館ホテル協同組合 理事長
委員	野田 一夫	八戸水産アカデミー実行委員長
委員	*	八戸農業アカデミー
委員	田中 貴大	一般社団法人八戸青年会議所 理事長
委員	高橋 俊行	八戸地域社会研究会 会長
委員	竹中 亨考	八戸日本料理業 芽生会 会長
委員	松橋 満幸	八戸ホテル協議会 会長
委員	月舘 裕二	八戸横丁連合協議会 事務局
委員	上平 靖文	協同組合八食センター 理事長
委員	吉田 正樹	東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社 八戸駅駅長
委員	安原 清友	八戸市商工労働まちづくり部長
委員	石丸 隆典	八戸市農林水産部長
委員	工藤 俊憲	八戸市観光文化スポーツ部長

② 八戸食文化会議ワーキンググループ委員

役職	氏名	所属
座長	大久保 圭一郎	八戸商工会議所副会頭・観光委員会委員長
副座長	荒瀬 潔	DT プロジェクト株式会社代表取締役社長
委員	地主 裕太	株式会社マルヌシ 代表取締役社長
委員	金入 健雄	八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議 会長
委員	高田 浩平	協同組合八食センター販売促進課 課長
委員	駒井 秀介	八戸酒造株式会社 専務
委員	秋元 光浩	なんごうプラザ株式会社 開発部長
委員	佐藤 容紹	八戸水産価値向上実行委員会 理事
委員	大澤 清隆	八戸缶詰(株) 相談役
アドバイザー	俵 慎一	一般社団法人愛Bリーグ本部 専務理事
アドバイザー	田中 操	一般社団法人日本食文化観光推進機構 理事

2 「美食都市アワード2026」の受賞について

(1) 美食都市アワードについて

- ①一般社団法人美食都市研究会が主催する、日本初の「食」を軸としたまちづくりを評価・表彰するアワードとして、2024年に創設。
- ②人口50万人以下の自治体を対象に、先進的な取組を行い、今後の美食都市づくりのモデルとなる都市を表彰するもの。
- ③単に優れた食材や郷土料理があるだけでなく、地域資源を活かした新たな名物の創出、魅力的なレストラン、美食イベント、行政による継続的な産業振興など、10項目の基準により総合的に審査。



(2) 2026 受賞都市について

- ・ 審査員7名（会長：橋爪紳也（大阪公立大学名誉教授））及び一般公募による自薦により、全国54都市・エリアが候補として推薦された。
- ・ その中から、地域食材の独自性、シェフやレストランの取組、生産者や特産品、フードフェスティバル、DMOや自治体による食文化振興施策など、10項目の評価基準に基づき審査が行われ、4都市が受賞都市として認定された。

①北海道余市町 ②青森県八戸市 ③岐阜県飛騨市 ④大分県日田市

【参考】過去の受賞都市

・2025 受賞都市

- ①北海道函館市 ②福井県坂井市
- ③三重県多気町 ④兵庫県淡路島
- ⑤広島県廿日市市

・2024 受賞都市

- ①北海道帯広市 ②山形県鶴岡市
- ③石川県金沢市 ④京都府京丹後市
- ⑤長崎県雲仙市



【「美食都市アワード2026」贈賞式】
令和8年5月8日（金）

(3) 八戸市の受賞理由

- ① 地元食材を活かした食文化の発信
- ② 官民連携による取組の推進
 - ・ 水産業者、飲食店、観光事業者が連携し、「八戸ブイヤベースフェスタ」

を開催するなど、八戸産魚介の魅力発信と新たな地域ブランド形成に取り組んでいる。

③ 食体験型観光の充実

- ・ 朝市や横丁文化など八戸ならではの食体験を観光資源として活用するとともに、地元食材を活かした体験型ツアー等を通じて交流人口の拡大を推進している。

④ 地域経済への波及効果

(4) 今後の予定

10月27日（火）に東京都内において美食都市フォーラム開催予定

【主な内容】

- ① 基調講演、ゲスト講演
- ② 受賞自治体首長による各都市プレゼンテーション・パネルディスカッション
- ③ 参加各都市による試食の提供

青の煌めきあおもり国スポ デモンストレーションスポーツ空道の開催について

1 デモンストレーションスポーツについて

国民スポーツ大会における正式競技・特別競技・公開競技以外の競技で、健康づくりや体力の向上、世代間や地域間の交流の輪を広げることなどを目的として、子どもから高齢者まで県民が気軽に参加できる競技として実施される。

様々な魅力ある39競技が県内29市町村で行われ、当市では空道を実施する。

2 空道について

空手技と柔道技を融合した21世紀生まれの総合武道スポーツであり、競技の際は、フルフェイスのヘッドギアを始めとした防具類を着用して行う。競技としての安全性を兼ね備えた上で、試合で認められる技には、突き、蹴り技に加え、投げ技、頭突き、肘打ち、寝技、関節技、絞め技などがある。

3 競技会の概要

(1) 主催 公益財団法人日本スポーツ協会
文部科学省 青森県 八戸市

(2) 主管 青森県空道協会

(3) 期日 令和8年5月31日(日)

- ・受付 8:30
- ・開始式 9:30
- ・競技開始 10:00

【種別】

一般男子(5階級)、一般女子(2階級)

U18男子(3階級)、U18女子(2階級)

U16男子(4階級)、U16女子(4階級)

U14男子(4階級)、U14女子(3階級)

U12男子(3階級)、U12女子(2階級)

※参加選手数…18都道府県から183人

- ・表彰式 17:00

(4) 会場 YSアリーナ八戸(入場無料)



八戸農業アカデミーの開催について

1 設置の目的

市の農業の未来を切り拓き、経営強化や、生産者の確保、連携推進等持続性のある農業振興を図るため、農畜産業経営体の経営強化に向けた調査・研究、新規経営体の確保に向けた調査・研究、及び農畜産物の高付加価値化及び六次産業化に向けた調査・研究を行うもの

2 構成員

別紙のとおり

3 スケジュール

	時期	内容
1	令和8年5月18日	設置
2	令和8年6月	経営強化に向けた調査・研究 ・水田の大区画化及び集落営農について ・乾田直播◎について
3	令和8年7月	高付加価値化及び六次産業化に向けた調査・研究 ・高付加価値化について ・六次産業化（流通・加工）について
4	令和9年1月	新規経営体の確保に向けた調査・研究 ・有機農業等の生産方法について ・マーケティングについて

◎乾田直播：乾田に直接稲の種をまく栽培方法であり、育苗等が不要で、省力化が可能

4 第1回開催概要

(1) 日時 令和8年5月18日(月) 午前10時～11時

(2) 場所 八戸プラザホテル クリスタルホール

(3) 次第

① 市長挨拶

② 八戸市の農業のアウトライン

③ 農業アカデミーの設置目的について

④ 今後のスケジュールについて

⑤ キックオフ クロス 講演

・エプスリー&ワイナリー春日屋 代表 津久井章弘 氏

・あおもりインターナショナルファーマーズブランド推進協議会会長
 ㈱イチカワファーム 代表取締役 市川広也 氏

・八戸水産価値向上実行委員会(シン八戸) 事務局 榎 裕美 氏

5 若者部会の設置について

八戸農業アカデミー内に、米、野菜、果実、肉用牛等生産品目の異なる経営体の連携を促進し、販路拡大に向けた調査・研究を行う若者部会を設置することを想定

(1) 構成員

農畜産業経営体の関係者に加えて、流通・飲食業関係者など生産から販売まで幅広い構成とすることを想定

(2) スケジュール

	時期	内容
1	令和8年7月	第3回八戸農業アカデミーの開催にあわせて設置
2	令和8年8月	・販路拡大について
3	令和8年11月	・生産品目の異なる経営体の連携について
八戸ニューファーマーズマーケット +(プラス)の開催		

八戸農業アカデミー構成員

区分	No	団体名
農畜産業経営体	1	あおもりインターナショナルファーマーズブランド推進協議会
	2	八戸苺生産組合
	3	八戸市果樹振興会
	4	八戸市園芸協会
流通・市場関係者	5	八戸中央青果(株)
	6	八戸花き(株)
飲食・食品製造業関係者	7	八戸商工会議所 食品商業部会
	8	八戸日本料理業 芽生会
	9	(一財)VISITはちのへ
	10	八戸市旅館ホテル協同組合
	11	八戸ホテル協議会
高等教育機関関係者	12	八戸学院大学
	13	八戸工業大学
	14	八戸工業高等専門学校
金融業関係者	15	(株)青森みちのく銀行
	16	青い森信用金庫
	17	(株)日本政策金融公庫
農業団体関係者	18	八戸農業協同組合
	19	(一社)青森県畜産・飼料コンビナート振興協会
農業委員会	20	八戸市農業委員会

八戸市緊急銃猟実地訓練の実施について

1 緊急銃猟とは

人の日常生活圏(農地や河川敷、建物内等)にクマ、イノシシが出没した際、安全確保等の措置を十分に講じた上で、市町村が委託したハンター等による銃猟を可能とする制度。

危険鳥獣が人の日常生活圏に出没した場合に備えて、緊急銃猟を迅速かつ安全に行うための体制と準備を整えることを目的に緊急銃猟対応マニュアルを令和7年12月に策定。

緊急銃猟制度のポイント	
どこで	人の日常生活圏であって安全確保が可能な場所 ※主にクマ等が建物に侵入している場合や農地や河川敷での実施が想定される。
誰が	実施の判断や安全確保を含め、市町村が行う。 銃猟の実施行為は市町村職員以外の者への委託が可能 ※発砲のタイミング等は委託の範囲において銃猟の実施行為を行う者が判断し、その場合の責任も市町村が負う。
何を用いて	ライフル銃、散弾銃(スラッグ弾使用)、麻酔銃
何を対象に	ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ(イノシシは基本的に成獣に限る)
どうする	人に弾丸が当たらないよう安全確保をした上で銃猟が可能

2 実地訓練について

平時からの準備として、緊急銃猟に関する実地訓練を実施する。銃猟を行うタイミングや銃猟を行うことができる場所について、関係者間で共通の認識を持つこと、対象鳥獣の生態や習性、性質や関係法令、捕獲手法、出没時の対応方針等の必要な知識が得られるよう、毎年度、訓練を実施する。

3 実施日

令和8年5月29日(金) 午前10時30分～

4 場所

白山台公民館(八戸市北白山台五丁目2-5)

5 参集者

青森県、八戸警察署、八戸消防署、青森県猟友会八戸支部、庁内関係課

多面的機能支払交付金の一部返還について

会計検査院が全国を対象とし、令和7年4月に検査を実施した多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金に係る特別調書（市は3組織が抽出）の検査が終了し、農林水産省に対し令和8年2月16日付で処置要求を行うよう内容が公表された。

検査目的は、農用地の保全管理等の不適切箇所等の抽出であり、本来の機能を有していない農地等に対して過大に交付金が支払いされていたことが判明したものの。

検査により、当市でも下記のとおり該当農地が判明したことから、交付金を所管する農林水産省の処置方針に基づき、過大交付分を返還するための所定の手続を進めることとしたい。

記

1. 交 付 金 令和6年度多面的機能支払交付金
2. 指 摘 内 容 保全管理等の不適切（草の繁茂）
3. 返 還 内 容 ①対 象 地 ： 八戸市大字十日市地内 1筆 680 m²
 ②対 象 組 織 ： 松館川環境保全会
 ③過大交付額 ： 5,064 円
4. 発 生 原 因 ○所有者側：所有者の体調不良が原因で保全管理が不適切
 ○組 織 側：市に対する交付申請時の確認不足
 ○市 側：組織に対する交付決定前の確認不足
5. 今後の対応 当該交付金実施要領に基づき、今年度の交付金交付の際に、当該返還金相当額を相殺し、交付することとする。
6. 今後の措置 組織へ交付決定手続を行う前に農地保全状況の確認を徹底し、申請時には耕作地・保全管理地のみを対象とするよう再度指導する。
7. 追 加 調 査 今回の処置要求に伴い、農林水産省から検査対象以外の農地も同様に全箇所調査を早急に実施するよう通知があった。6月末までに調査結果を報告することとしている。この調査の結果、保全管理等の不適切農地が新たに判明した場合、速やかに報告等をし、所定の対応を行う。